

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「支援費支給決定について」の一部改正について

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及びこれらの関係法令により規定している支援費の支給決定の実施に伴う取扱いについては、平成15年3月28日障発第0328020号本職通知「支援費支給決定について」によるところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から適用する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

の2の(1)の を次のとおり改める。

居宅介護

次のとおり、身体介護中心、通院等の乗降介助中心、家事援助中心、移動介護中心、日常生活支援中心（日常生活支援中心は、身体障害者のみ）、行動援護中心（行動援護中心は知的障害者、児童のみ）の各サービス類型を特定して、それぞれ30分の倍数又は回数で決定する。

- ・身体介護中心 時間（30分）/月
 - ・通院等の乗降介助中心 回/月
 - ・家事援助中心 時間（30分）/月
 - ・移動介護中心 時間（30分）/月
 - ・日常生活支援中心 時間（30分）/月
 - ・行動援護中心 時間（30分）/月
- 1 移動介護については、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合かも併せて決定。
 - 2 同時に2人の従業者からサービス提供を受ける場合も、上記と同様に決定する。つまり、身体介護中心20時間/月との支給決定は、同時に2人の従業者から10時間サービス利用が可能（また、例えば、同時に2人の従業者から5時間と1人の従業者から10時間のサービス利用も可能）であることを意味し、利用方法は、利用者と事業者の合意により利用することとする。
 - 3 行動援護において、支給管理の便宜上1回当たり5時間を超えるサービス提供計画については、支給管理の便宜上5時間で決定すること。

の1を次のとおり改める。

1 居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準等

- (1) 居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、障害の程度による単価差（支援費額の差）を設けているところであるが、この障害の程度の判断基準は、別紙2のとおりである。
- (2) 行動援護の対象者は、別紙3のとおりである。

別紙3を追加する。